

世界人権宣言 第 26 条：教育を受ける権利

2018/12/05

国連人権高等弁務官事務所

第 26 条は無償の普遍的初等教育は義務であると規定している。現在は以前より多くの子どもが教育を受けている。学校に通えない子どもは 2000 年に 1 億人いたが、2015 年には 5,700 万人にまで減少した。世界銀行と OECD の推定では、読み書きができる人は、1960 年には世界人口の 42%であったが、2015 年には 86%に上昇している。11 カ国はほぼ 100%の識字率を誇っている。今では多くの国が中等教育を無償・普遍的とすることを目指しており、中には高等教育のさらなる普及を目標にする国もある。多くの地では“識字”の内容も拡大し、言語・数字・イメージ・コンピューターを扱う能力、さらにはコミュニケーションの方法や有用な知識を得る能力も含まれるようになっている。しかし、不平等と差別のために、貧困・障がい・先住民・無国籍の子ども、特に少女は教育の権利を否定されており、今なお非識字の大人は 7,500 万人存在し、その大多数は女性である。